

地域生活支援事業費等補助金の財源措置について

【担当省庁】厚生労働省

障害者の日常生活に不可欠なコミュニケーション支援や移動支援、日中一時支援等については市町村が、サービス提供者等のための養成研修事業等、社会福祉法人等が行う事業に対する補助事業は、府が実施主体となり地域生活支援事業を実施しているが、本来国が負担すべき補助金が十分に交付されていないため、府及び市町村に超過負担が生じており、事業実施が困難な状況にあることから、自立支援給付と同様に、国の負担（１／２）を義務化し、事業実績に見合った確実な財源措置を講じていただきたい。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 障害者支援課(075-414-4611)
---------------	----------------------------

【現状・課題等】

- 国の補助額については、補助金交付要綱で補助対象基準額の 50/100 以内とされているが、現状は当該基準額が実績額より少ない額で算定されている。
- 障害のある方の日常生活に不可欠な事業の財源が十分に交付されておらず、事業費の多くを負担する状況が続いており、財政状況だけでなく、地域における障害者施策に大きな影響を与えている。

【国の事業等】

■概算要求〔厚生労働省〕

- ▶ 地域生活支援事業費補助金 530 億円（令和7年度予算 502 億円）

【京都府の取組】

- 障害者自立支援費（地域生活支援事業費（市町村地域生活支援事業））
（令和7年度予算 545 百万円）